

大垣市 農業委員会だより

第11号

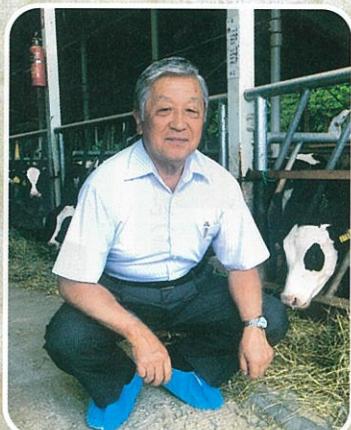
平成29年9月1日発行

編集/発行 大垣市農業委員会
(大垣市丸の内2丁目29番地)
☎ 0584-81-4111(内線532)
☎ 0584-47-8614(直通)
Fax 0584-81-4899

ごあいさつ

大垣市農業委員会

会長 岩井 豊太郎



岐阜県東濃牧場(恵那市)の育成牛舎での視察

昨年4月1日に改正農業委員会法が施行されて、1年が経過しました。

大垣市農業委員会も農業委員の改選期を迎える、農業委員は、今までの公職選挙法による選出から、

市議会の同意を要件とする市長の任命制による選出となり、19名が農業委員として任命されました。

また、制度改正の主眼である「農地等の利用の最適化の推進」のため、農地利用最適化推進委員が新設され、大垣市農業委員会においても、11名を委嘱しました。これ

により、農業委員会は農業委員19名、農地利用最適化推進委員11名で構成された新体制のもと活動していくこととなりました。

新しい農業委員会では、農業委員は、委員会としての意思決定を行

い、新設された農地利用最適化推進委員は、農業委員会の管内の現場活動を行います。農地等の利用の最適化を推進するためには、農業委員、農地利用最適化推進委員それぞれが密接に連携し、的確に機能していくことが重要である

と思います。

私たち大垣市農業委員会の活動は、大垣市という地域の農村環境の維持だけでなく、国民の食料を安定的に供給するという大きな使命を自覚し、30名の委員の皆さんと共にお互いに連携し、取り組んでいきたいと存じます。

皆様のご協力をお願いし、ご挨拶いたします。

農業を続けていく中で、現在最大の課題は、農村における高齢化と担い手の減少であります。地域の農地を生かすためには担い手に農地を集積し、有効に活用しなければなりません。それには農業委員会としても、担い手不足を解消するため、新規就農、新規参入についても取り組んでいかなければならぬと考えます。この課題については、農地中間管理機構をはじめ関係機関とも連携を密にし、若い農業者が希望の持てる農業の実現に向けて取り組むことが重要である

と思います。

農業委員会としても、担い手不足を解消するため、新規就農、新規参入についても取り組んでいかなければならぬと考えます。この課題については、農地中間管理機構をはじめ関係機関とも連携を密にし、若い農業者が希望の持てる農業の実現に向けて取り組むことが重要である

農業委員を紹介します

(任期: 平成29年7月20日から平成32年7月19日)



副会長
大橋 正美
(築捨町)



副会長
高橋 滋
(直江町)



会長
岩井 豊太郎
(栗田町)



吉田和郎(桧町)



森千尋(津村町)



久保田 敏(木呂町)



佐竹 静(多芸島)



國枝義見(浅草)



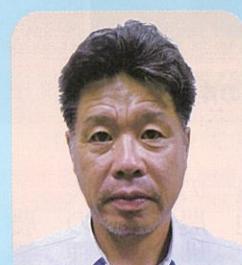
林新太郎(川口)



小川勝幸(長松町)



柳瀬敏秋(綾野)



高木正美(上石津町)



安田芳廣(青塙町)



田部勝美(神明)



石原幸一(墨俣宿)



名和善昭(入方)



高橋美和子(和合新町)



辻元政博(下石津町)



日比育緒(上石津里)

農地利用最適化推進委員を紹介します

(任期: 平成29年7月20日~平成32年7月19日)

農業委員会法の改正により、農業委員と連携して活動する農地利用最適化推進委員が新設されました。担当区域において担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の現場活動を行います。



※農地利用最適化推進委員の担当区域は次のとおりです。

- 第1区域（中部、南杭瀬、多芸島、安井地区）
- 第2区域（宇留生、中川、和合地区）
- 第3区域（静里、綾里、荒崎地区）
- 第4区域（洲本、浅草、川並、三城、墨俣地区）
- 第5区域（赤坂、青墓地区）
- 第6区域（牧田、一之瀬、多良、時地区）



岐阜県農業委員会活動優良表彰を受賞

一般社団法人岐阜県農業会議が主催する「岐阜県農業委員会活動優良表彰」の農地保全部門において、大垣市農業委員会が表彰を受けました。

これは、遊休農地を解消し営農再開に向けた活動が評価されたもので、この活動により解消した遊休農地のうち、上石津町牧田の門前地区では農事組合法人大垣輝峰園がブルーベリー等の栽培を、上石津町多良の加龍谷地区では有限会社レイクルイーズが水稻の栽培を行っています。

今後も、地域のみなさまと協力しながら、遊休農地解消のため活動してまいりますので、ご協力をよろしくお願いします。



(一社)岐阜県農業会議から
表彰を受ける岩井会長(左)
平成29年6月14日 岐阜市で



農地を適正に利用・管理しましょう

農業委員会では、毎年農地の利用状況を調査し、遊休農地の実態把握や発生防止・解消に努めています。この調査で、遊休農地と判断された農地の所有者などに対しては、農地の利用意向について調査を実施します。

意向調査後6か月を過ぎても、農業振興地域内の遊休農地について、農業上の利用が図られないときは、同委員会が農地所有者などへ農地中間管理機構との協議を勧告する場合があります。勧告された場合、当該遊休農地の固定資産税額は1.8倍となります。

また、所有するすべての農地を、農地中間管理機構に10年以上貸付けた場合、一定期間、固定資産税額が2分の1に軽減されます。

詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。

老後の備えは
万全ですか？

「メリットいっぱい！」国が支える扱い手積立年金

農業者年金に加入しよう！



加入要件

60歳
未満

国民年金
第1号
被保険者

年間
60日以上
農業従事

3つの要件を満たせば
どなたも加入できます！

※有利な国民年金の付加年金も併せて加入ください

【お問い合わせ・申込み 大垣市農業委員会・JA または 岐阜県農業会議 ☎058-268-2527】

みんなで築こう 人権の世紀 ~ 考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心 ~